第七十二条第一項の表第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号から第五号までの項中「第五号」を「第六号」に改め、同表第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第六号の項中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「ものとして内閣府令で定める他の受益証券」を「受益証券として内閣府令で定めるもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該受益証券の発行者が、当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものであって金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

第百二十一条第一項の表第三十八条第一号から第五号までの項中「第五号」を「第六号」に改め、同表第三十八条第六号の項中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第三十四条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十五条　証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「第三十七条の三第一項第二号」の下に「、第三十七条の七」を加える。

（消費生活協同組合法施行令の一部改正）

第三十六条　消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六条第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第三十七条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十七号中「ラまで」を「ノまで」に改め、同項中第四十五号を第四十六号とし、第二十八号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　指定紛争解決機関の監督に関すること。

第二条第二項中「に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十二号から第三十六号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十七号及び第四十号」を「及び第三十三号から第三十七号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十九号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十八号及び第四十一号」に、「同項第三十九号」を「同項第四十号」に改める。

第三条第一号中「次条第一項第一号チ」を「次条第一項第一号リ」に、「次条第一項第一号ヘ」を「次条第一項第一号ト」に、「第十九条第一項第六号ニ」を「第十九条第一項第六号ホ」に改め、同条第二号中「第六十六条の二十二」の下に「、第六十六条の四十五第一項」を加え、「第百六条の六」を「第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第百六条の二十、第百六条の二十七」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）」に、「及び第百五十六条の三十四」を「、第百五十六条の三十四及び第百五十六条の五十八」に改め、同条第三号ホ中「次条第一項第一号ヲ」を「次条第一項第一号ワ」に改め、同号ト中「次条第一項第一号ワ」を「次条第一項第一号カ」に改め、同号チ中「次条第一項第一号ソ」を「次条第一項第一号ネ」に改め、同号中ネをナとし、カからツまでをヨからネまでとし、ワの次に次のように加える。

カ　指定紛争解決機関（金融商品取引法第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関を除く。）

第四条第一項第一号中ウをキとし、ムをウとし、同号ラ中「第十九条第一項第六号ト」を「第十九条第一項第六号チ」に改め、同号ラを同号ムとし、同号ナ中「第十九条第一項第六号ヘ」を「第十九条第一項第六号ト」に改め、同号ナを同号ラとし、同号中ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レの次に次のように加える。

ソ　信用格付業者

第四条第二項中「ワまで、ソ、ツ、ラ及びム」を「カまで、ネ、ナ、ウ及びキ」に、「同項第一号カからタまで及びナ」を「同項第一号ヨからソまで及びム」に、「同項第一号レ」を「同項第一号ツ」に改める。

第十一条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　指定紛争解決機関の監督に関すること。

第十一条第二項中「同項第二十四号」の下に「に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十五号」を加える。

第十二条第一項第一号中「関すること（」の下に「企画課及び」を加える。

第十三条第一項第一号中「制度」の下に「及び同法第三章の三の規定による信用格付業者に関する制度」を加える。

第十五条第七号及び第十六条第一号中「第三条第三号ヨ及びタ」を「第三条第三号レからナまで」に改める。

第二十三条第一項第一号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　信用格付業者

第二十三条第二項中「ハまで」を「ニまで」に、「同項第一号ニ」を「同項第一号ホ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中金融商品取引法施行令第一条の五の二第一項第一号、第二条の二、第二条の十第一項第一号リ、第三十八条の二第一項並びに第三十九条第二項第一号、第十八号及び第十九号の改正規定並びに同令第四十四条の四第三項の改正規定（「又は主たる事務所」を削る部分に限る。）　公布の日

二　第一条中金融商品取引法施行令目次の改正規定（「第一条の十九」を「第一条の二十一」に改める部分に限る。）、同令第一章中第一条の十九の次に二条を加える改正規定、同令第十五条の二十五第二号の改正規定、同令第十九条の三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分（「及び第十九条の三の三の二」を「、第十九条の三の三の二及び第十九条の三の四の二」に改める部分に限る。）及び同条第五項に係る部分に限る。）、同令第十九条の三の三の改正規定（同条第二号ハに係る部分（「又は金融商品取引所持株会社の」を「、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の」に改める部分及び「同号ハ」を「次号ハ、第四号ハ及び第五号ハ」に改める部分に限る。）及び同条に二号を加える部分に限る。）、同令第十九条の三の三の二第四項の改正規定、